

31 鳥獣害対策の推進

■ 管内鳥獣被害農業者 ■

(中讃農業改良普及センター 荒脇 孝志)

●対象の概要

中讃管内では、一部の町を除く全域でイノシシなどによる農作物被害が発生しているほか、南部ではサルによる被害が増加し、さらにシカの出没情報が増えるなど、更なる農作物被害が懸念されている。また、平坦地ではアライグマ、ハクビシンなどの中型動物が、ブドウやイチゴの被害を拡大しており、島嶼部ではヌートリアの生息と農作物等被害が確認されている。管内の野生鳥獣による平成25年度農作物被害額は、1億44,92万1千円に上っている。



モモ園に侵入したサル (まんのう町)



モモ園に侵入したハクビシン(まんのう町)

●課題を取り上げた理由

野生鳥獣に対する作物保護技術の開発普及に

普及組織が取り組み、侵入防止柵などの作物保護技術に顕著な進展がみられた。しかし、狩猟者以外に捕食者のいないシカ、イノシシ、サルでは、近年の全国的な狩猟者数減少による捕獲数低下などにより、作物保護技術の開発普及だけで被害防止は追いつかなくなった。

このため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成20年2月施行、以下「特措法」）や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成26年5月改正、以下「鳥獣保護法」）にみられる制度改革がなされた。これにより地方公共団体が地域の適正な個体数予測や利害関係者の合意形成、鳥獣被害対策実施隊運用などの管理ができるようになった。

社会のニーズは画一的な自然環境保護でなく、生態系保全や生物の多様性保全など各論の調整を伴う総合的取組みが志向され、それを考慮しつつ地域の主要な産業である農業の生産性や中山間農業地域の生活条件の悪化を防ぎ、農村の人口減少・衰退の悪循環を断つ農業・農村振興施策を構成する要素の一つとなっている。

●普及活動の経過

(1) 市町鳥獣被害防止計画の策定と改定を支援した。「特措法」に基づく市町鳥獣被害防止計画の新規策定を丸亀市、坂出市、琴平町、多度津町で支援し、善通寺市、綾川町、まんのう町で改定を支援した。

(2) 市町鳥獣被害防止計画の実現を支援した。
①鳥獣被害防止総合対策事業（国補）の推進を通じて丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、多度津

町、まんのう町の鳥獣被害対策協議会の活動を支援した。

②鳥獣被害防止計画策定市町における鳥獣被害対策実施隊設置の可能性を検討した結果、平成26年度に琴平町、まんのう町と坂出市で設立された。平成28年度までに計画策定市町全てで設置される予定である。

(3) 地域で活躍する鳥獣被害対策指導者の養成を支援した。平成24、25年度にみどり保全課主催研修を協力して地方公共団体の職員や農業団体の職員を対象に「獣害に強い集落環境」を点検指導できる人材をのべ18名育成した。



野生鳥獣被害対策啓発研修（坂出市王越）

(4) 野生鳥獣被害集落数を把握した。平成21～25年度の5年間に水稻農業共済で被害が確認された集落数は延べ318集落であった。平成24年度には、中山間地域等直接支払第3期対策中間評価項目で鳥獣被害対策について評価された(綾川町68集落協定中被害減少65%、まんのう町54集落協定中被害減少31%)。また、善通寺市は単独で毎年集落の被害調査を実施し、事業評価をしている。

(5) イノシシ侵入防止柵等の整備を支援した。平成24年度は、15集落(丸亀市(8)、善通寺市(5)、まんのう町(2))、平成25年度は、10集落(丸亀市(5)、善通寺市(2)、まんのう町(3))、平成26年度は、10集落(丸亀市(8)、善通寺市(1)、まんのう町(1))であった。

(6) 普及組織が実施してきた二ホンザル生息調査がみどり保全課に移管されたが、それを支援し、平成24年度から平成26年度にまんのう町内2地

区のモニター調査等を支援した。

(7) 鳥獣被害対策(作物保護)技術を普及した。平成23年度から平成26年度に現地講習会・検討会をのべ18回開催した。また、平成23年度から平成26年度に作物保護技術の展示・実証ほの設置・運営を延べ17か所実施した。

(8) 「獣害に強い集落環境」の点検活動を支援した。平成24年度から平成26年度で帆山集落他延べ4集落の環境点検や侵入防止柵設置検討などの活動を支援した。



集落環境点検（まんのう町帆山）

(9) 平成23年度から平成26年度に(有)四国テクノ、西蓮集落において、イノシシの生息地になっている里山の荒廃竹林を地域経営資源として活用する方策等を検討した。

(10) 春日猟友会の精肉販売やゆうゆう亭のチャーシューメン加工販売、エピアみかどの牡丹鍋セットなど「ジビエの活用」の情報を発信した。

●普及活動の成果

「特措法」に基づき、利害調整・合意形成のための協議会が整備され、次に有害捕獲や個体数調整など被害対策を実施する被害防止対策実施隊の整備も始まった。

●今後の普及活動の課題

今後とも、①利害関係者とのコミュニケーション、②適正な個体数管理の実現、③費用対効果分析に基づく作物保護技術の開発などの視点から市町の鳥獣被害対策実施隊の活動を支援する。